

新潟県条例第32号

新潟県いじめ等に関する調査委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第30条第2項及び第31条第2項の規定に基づく附属機関として、新潟県いじめ等に関する調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(担任する事務)

第3条 調査委員会は、次に掲げる調査を行う。

(1) 法第30条第2項及び第31条第2項の調査

(2) 前号に掲げるもののほか、新潟県いじめ防止対策等に関する委員会条例（平成26年新潟県条例第61号）第3条第3号の調査及び学校法人が設置する学校において行われた当該調査に準ずる調査の結果について、調査を行う必要があると認められる場合の調査

(委員)

第4条 調査委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、精神保健、心理学、社会福祉、法律、教育、青少年の健全育成等に見識を有する者のうちから知事が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 知事は、必要があると認めるときは、第3項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

(委員の服務)

第5条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第6条 調査委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 調査委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 調査委員会は、調査を行うために必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求めて、その意見若しくは説明を聴くこと、又は会議の議事に関係のある者に対して文書その他の記録媒体の提出を求めることができる。

(会議の非公開)

第8条 調査委員会の会議は、これを公開しない。ただし、新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号）

第7条各号に掲げる情報が公になるおそれがない場合において、出席した委員の過半数で議決したときは、会議の全部又は一部を公開することができる。

(調査委員)

第9条 調査委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、調査委員を置くことができる。

2 調査委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

3 調査委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 第5条の規定は、調査委員について準用する。

(部会)

第10条 調査委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び調査委員は、会長が指名する。

3 部会に、当該部会に属する委員の互選により、部会長を置く。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

6 調査委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもって調査委員会の決議とすることができる。

7 第7条及び第8条の規定は、部会について準用する。この場合において、第7条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第3項並びに第8条中「委員」とあるのは「委員及び調査委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第11条 調査委員会の庶務は、総務管理部及び福祉保健部において行う。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、会長が調査委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。